

平成16年度

保育所入所児童募集

受付期間11月4日(火)～28日(金)

平成16年4月から保育所へ入所を希望する方は、次の要領により、必ず期間内にお申し込みください。

なお、平成15年度入所している児童で、申込時に平成16年度の入所も引き続き希望している場合は、新たな入所申込書は不要です。

☆入所資格

- (1) 母親がいつも外に出て働いている場合
- (2) 母親が昼間家庭内で家事以外の仕事をしている場合
- (3) 母親が妊娠中であるか、又は出産後間がない場合
- (4) 母親が、病気又は障害の場合
- (5) 母親が、病人、障害者の看護などに従事している場合
- (6) 家庭が災害にあった場合

※ただし、母親が保育できなくても家庭に保育できる方がいる場合は、入所の対象とはなりません。

☆入所対象児童と定員

保育所(園)	定員	年齢
松前保育所	120名	0歳児～満5歳児
宗意原保育所	60名	満1歳児～満5歳児
黒田保育所	60名	0歳児～満5歳児
小富士保育所	60名	
二名保育所	90名	満1歳児～満5歳児
白鶴保育所	60名	
若葉保育所	45名	0歳児～満5歳児
岡田保育園	45名	

(平成16年4月1日現在の年齢)

※0歳児については、平成15年4月2日から9月30日の期間に出生した児童を対象としています。希望者多数の場合は、抽選により決定します。

※なお、保育所の定員に余裕がないときは、希望の保育所に入所できない場合がありますのでご了承ください。

※松前保育所では、延長保育を実施しています。
延長保育を希望する方は、松前保育所を指定してください。(他の保育所では、実施していません。)

延長保育は午前7時から午後7時まで。なお、延長保育は有料です。

☆入所申込み

受付場所 役場福祉課・入所希望保育所
 受付期間 11月4日(火)～28日(金)の執務時間中
 (ただし、土・日曜日、祝日は除く)
 ※必ず印鑑をご持参ください。

☆入所申込書類

★申込時(11月4日～28日)に揃える書類
 ○入所児童1人につき1枚の入所申込書
 ○入所要件調査票(できるだけ詳細に記入してください。)
 ○自宅から入所希望保育所までの地図(略図)
 ○勤務証明書等
 ※入所申込書等の用紙は、役場福祉課、各保育所(園)にあります。

★面接時(平成16年3月初旬予定)に提出する書類

○給与所得のある方…平成15年分源泉徴収票
 ○自営業等の方…平成15年分所得税の確定申告書の写し

上記の書類の提出がない場合は、正確な保育料が決定できません。7月の保育料の見直し時に、保育料の負担増となることがありますので、ご注意ください。

☆保育料算定

保育料は、保育所入所児童の父母等扶養義務者の所得税、町民税の税額により算定

- 所得税の課税されている世帯…父母等の平成15年分所得に係る所得税で算定
- 所得税の課税されない世帯…父母等の平成15年度町民税により算定

☆入所の決定

入所申込者及び在所者全員に面接(平成16年3月初旬予定)を行い、審査して決定します。入所承諾書については、3月末ごろまでに各家庭に送付します。

☆問い合わせ

役場福祉課児童福祉係

☎985-4114